

幕別町における 地震対策について



問

関東大震災発生の日とされている。幕別町においては、本年度中に新しい防災計画が策定されると聞いているが、平成15年度の十勝沖地震では死者不明者2名、住宅全壊が116棟他、その被害については記憶に新しいが、それ以後、本年7月の中越沖地震までに、全国で震度5以上の地震は15回、死者数は80名を超えている。行政は町民の生命生活を守るために、最善を尽くすのが当然であるが、幕別町の地震対策について伺う。

- ①公助・共助・自助の精神に基づく全町防災訓練の実施について。
- ②地震予測の情報収集と伝達について。
- ③庁舎を含め、公的施設の耐震対策について。
- ④庁舎コンピュータ関係のセキュリティについて。
- ⑤情報収集を含め町職員の

幕別町における地震発生時に備えた訓練について。

⑥避難場所、避難所・避難路の十分な確保と町民への周知について。

⑦災害時要支援保護者の把握と地震発生時における町職員と地域の防災組織のサポート活動の対策について。

⑧地域、公区の自主防災組織の育成と強化について公区単位で「防災の手引き」を作成し地震発生時30秒以内の行動をはじめ具体的な住民の行動等が周知され、毎年訓練している公区もあるがそれらを参考にして公区単位で具体的に強化育成を行うべきだと思うがどうか。

町長

①日頃の地震への備え、防災意識の向上を図るためにも防災訓練は大切である。従前行ってきたような訓練でなく、避難所で

の対応方法や地域住民で災害時要援護者を誘導するなど、町民自らが実践的な行動を体験できる訓練等の実施が可能か検討をしている。

②本年10月1日から実施される、緊急地震速報を活用し、防災無線などと組み合わせ、住民へ周知するシステムの整備には多額の費用を要するため、中長期的な課題として調査研究を行いたい。

③役場庁舎、札内中学校の耐震診断は実施済みで、ともに基準を満たしていない。

本年度、札内中学校の耐震改修の実施設計を行い、耐震化に向け作業を進める。

幕別小学校など、5つの学校施設、忠類コミセンについては、総合計画の中で、耐震診断を計画的に実施し、避難所に指定している糠内小学校など3校、近隣センター15カ所については、優先的に年次計画に基づき耐震診断を実施する。

④行政事務の多くがコンピュータ処理されており、地震発生時に機能停止しないよう対策を講じている。各種データ保存については、

機器の破損に備え、データをコピーしたテープを耐火キャビネットに保存している。危険の分散の観点から、月ごとの最新のテープを札内支所に保存している。通信回線切断への対応は、町の専用回線の他に、NTTの回線を設備し、回線の二重化を確保している。今後

もセキュリティや安全対策に十分配慮したい。

⑤地震等の災害時に備え、情報伝達訓練や図上訓練を十勝支庁と実施している。

同様の訓練を帯広開発建設部とも実施している。

新たな防災計画では、災害時の職員配置基準を詳細に定め、具体的な職員行動マニュアルの策定も進めている。災害時に職員がマニュアルに基づき適切な行動ができるよう、訓練の実施を検討したい。

⑥防災計画の見直しによる、避難所の再編など、広報紙等を通じ、周知を図りたい。

⑦過去の災害の犠牲者の半数以上は高齢者であり、今回の見直しでは、災害時要援護者対策の強化を主眼の一つとしている。災害時要

援護者名簿の作成など万が一に備え、その把握に努めている。災害時要援護者へ福祉サービスの提供ができる福祉避難所を新たに設置した。

⑧大規模な災害の場合、役場、消防、警察などの防災関係機関が全ての現場に向かうことは困難である。災害時の非難や救助活動では、共助といわれる地域住民相互の助け合いや、その主体となる自主防災組織が重要であり、町では自主防災組織の編成を推進し、協働のまちづくり事業で、防災支援事業として各公区への支援を行っている。町内のいくつかの公区では防災訓練を実施しており、今後も自主防災組織の育成・強化に取り組む。

⑨災害時には多くの負傷者の救護が必要になると予想され、災害対策本部の保健班が応急救護にあたり、十勝医師会等との協定に基づき医師の派遣を要請するなど、関係機関・団体などの協力で町民の命を守る努力する。

審議会等の 見直しについて



問

審議会の設置には
地方自治法によるものや、法律又は条例の規定に基づかず、町政に対する町民意見の反映等を目的としたものがある。審議会を設け、町民の意見を聞くことは、町民参加のまちづくりに繋がって行く事で大いに進めるべきである。

町では、まちづくりに住民の意思を反映し、住民と行政が協働して地域社会の発展と福祉向上を図ることを目的に制定された「まちづくり町民参加条例」に沿い、行政情報の積極的な提供とともに、町政への住民参加の機会を提供している。その一環として、付属機関の委員について、特に、専門性を必要とする機関などを除き、定数の概ね3割を目標に、公募により委員を選考している。

行政改革大綱（第3次）推進計画の「事務・機構の再編」の中で、各種審議会

等の設置目的、活動状況を把握し、審議会等のあり方及び委員定数の見直しを図り一層の活性化を推進するとし、その実施年度を平成20年度としている。以下、審議会の見直し方針について伺う。

- ① 廃止及び統合の検討。
- ② 運営の見直し。
- ③ 委員の選任の見直し及び女性委員の積極的な登用。

- ④ 公募委員の積極的な登用。
 - ⑤ 長期就任の見直し。
 - ⑥ 年齢構成の見直し。
 - ⑦ 行政関係者の就任の制限。
 - ⑧ 重複就任の見直し。
 - ⑨ 開催経費の節減及び委員の報酬の見直し。
 - ⑩ 新たな審議会の設置。
- ⑪ 行政と審議会の目的の共有化と行政情報の開示。

町長

① 審議会等の設置目的を達成し、存続の必要性がない場合は廃止の方向で検討し、担う役割に共通

点が多く、統合しても法的に問題がない場合は検討する。

② これまでの運営方法は、実績から判断しても特に不都合はない。さらに充実した論議ができるよう検討する。

③ 法律の規定や、専門的知識の必要性など、様々な要素があるが、審議内容をより深めるために、審議会、ごとに検討し、適正な人数とすべく見直しを進めたい。

女性委員については、女性を多く必要とする審議会もある。現在、全体の32%が女性である。今後も全体のバランスに留意したい。

④ 毎年2月の広報にて、付属機関の委員を公募している。今後も、公募委員の積極的な登用に努めたい。

⑤ 過去からの経緯が審議会において重要な要素となる場合や、専門的知識や特定の経験を持つ委員を委嘱することが困難な場合もあり、長期就任もやむを得ない面もあるが、安易な対応は慎み、長期就任については、今後、慎重に検討したい。

⑥ 各審議会委員は、一定の

年齢幅があり、全体的には比較的幅広い年齢構成になっている。今後もできるだけ年齢層に偏りが生じないように留意したい。

⑦ 法律の規定や、専門的知識、行政機関同士の協力・情報交換等が必要な場合もあり、一概に制限はできないが、多くの町民が参画できることが望ましいと考える。

⑧ 特定の方に重複し過ぎることは、本人の責任も重く、弊害もある。全体で調整を

図るよう努めたい。

⑨ 平成18年度の見直しでは、長時間に及ぶ会議の時に支給していた、弁当等について廃止し、経費の削減を図っている。今後も節減に取り組みたい。

⑩ 今後の社会・経済情勢などを見極め検討したい。

⑪ 町民の期待・ニーズに添える町づくりに寄与する点で目的を共有化できる。各審議会が十分に機能を発揮できるよう行政情報の提供に努めたい。

【幕別町の審議会の状況】

付属機関の名称	定数	公募枠	任期	女性委員
表彰者選考委員会	10人	3人	4年	2人
特別職給料及び報酬審議会	9人	3人	※	
使用料等審議会	30人以内	10人	※	
行政改革推進委員会	15人以内	5人	3年	
情報公開・個人情報保護審査会	5人以内	2人	3年	2人
総合計画策定審議会	30人以内	10人	※	
防災会議	20人以内	定数の3割	2年	1人
健康づくり推進協議会	10人以内	3人	2年	3人
廃棄物減量等推進審議会	13人以内	4人	2年	1人
障害者福祉計画策定委員会	12人以内	4人	2年	4人
介護保険運営等協議会	15人以内	5人	3年	4人
都市計画審議会	10人	3人	2年	2人
公営住宅委員会	10人以内	3人	2年	3人
文化財審議委員会	5人	2人	2年	0人
学校給食センター運営委員会	15人以内	5人	2年	8人
忠類地域住民会議	15人以内	5人	2年	2人

※印のついた付属機関の任期は、審議終了時まで。
委員長報酬単価 日額 8,200円 委員報酬単価 日額 7,000円

震災回避のため工場 分散型の企業誘致を



問

今年の中越沖地震被災により、部品工場が生産中止に追い込まれ自動車メーカー14社が操業休止になった。自動車産業は被災リスク軽減に備えるため、工場をさらに地方に分散することを取り組み始めた。町はこの機会を逃さないで地域再生の切り札に、雇用の確保を図るため、職員はさらに情報収集のため企業訪問を。町長はトップセールスマンとなって、企業誘致を取り組む姿勢が必要と思うが決意を伺う。

く知ってもらおう意味で拠点を置く。この点について伺う。

②財政の厳しい時代に、民間の持つ情報を生かし、行政が積極的に企業誘致の行動を取れば町民の間に、又、職員の間にも雇用と税収増の期待感が高まり住民の気持ちは活性化する。自前で雇用と財政の確保を目標にして取り組む。町民の目に見える誘致運動を行うかの決意を再度伺う。

町長

企業動向も察知すべく情報収集に努め、上京の折には、東京幕別会や関連企業などを訪問し、これらの人脈を通じて情報の収集を行っている。札幌幕別会や、関連企業の情報提供を生かし、担当課はもとより全庁一丸となって、企業進出に結びつくよう努力したい。

①企業誘致はかねてからの懸案であり、いろいろな活動が続けてきたが、なかなか実行が上がらないのが現実である。企業誘致は、町の姿勢、町職員の企業訪問だけでは成果が上がらない。町と企業の間立つ人脈、縁が大事だと考える。東京幕別会などの企業の紹介や、金融機関からの企業の情報収集に当たっている。

中京地区に町の事務所を作り、企業誘致運動を進めることは、やりがいのある仕事であり、誘致が実現できる期待もあるが、現実には職員を置いて行えるかという難しい面もあると思う。

企業誘致により、町が活性化することは事実であり、引き続き、地味な活動ではあるが、企業訪問、情報収集に努めたい。

②企業誘致の取り組みは、行政や土地開発公社が工業団地を造成し取り組みを進めてきた経緯がある。

北海道が東京や大阪、名古屋に事務所を持ち、そこへ訪問し、企業が北海道に対して企業立地に関する考え方の掌握やニーズを掴むことを行ってきた。苦小牧

を中心に新たな自動車産業が進出してきたことを十分に踏まえ、北海道の動きを見ながら、今後も企業誘致

に努力したい。



土地開発公社が管理する分譲中の工業団地

公営住宅玄関前の 通路の整備について



問

住宅玄関前の通路は最も身近で、しかも毎日使用するところであり、安全で快適な住まいや生活向上の上からも改善が必要と考える。特に緑町、

が、平成5年以降は住宅再生マスタープランに基づき、町営住宅の建て替えに合わせ、外溝整備として舗装を行っている。

整備率は町営住宅の65・2%となっており、現在、公営住宅の建て替えについては、住宅再生マスタープランに代わる公営住宅ストック総合活用計画を本年度中に策定する計画であり、全入居者を対象にアンケートも実施しながら、各団地ごとに課題の整理を行い、

生活道路の安全確保について

建て替えや改善、玄関前の通路の舗装も含め、維持保全などの方向性を定めたい。今後も、入居者が安全で快適な生活が送れるよう計画的に整備したい。

問

日ごろ通りなれた道路で事故が起きている。暁町1号通りと暁町南7号線交差点は、事故が多発している。

札幌市、泉町、東春日などにある、平屋公営住宅の玄関前通路、一部舗装の所もあるが、殆どが砂利を敷いたままの状態です。冬、冬の除雪では砂利も一緒にかき上げられ、春先の雪解けの時は靴に泥が付く。玄関は汚れ、子育て家庭や高齢者家庭から改善の要望がある。老朽化が進み建て替え計画もあると思うが、改善の計画はないのか。

町長

公営住宅玄関前の通路は、過去の公営住宅建設時に通路の舗装を行うことは補助対象と認められず、敷砂利で整備を行ってきた経緯があり、通路の舗装は住宅管理費の予算の中で、計画的に整備を進めてきた



未舗装の公営住宅玄関前

この交差点は、通学路ではないが小・中学校の生徒が登下校で利用している。中学生は自転車での通学、一歩間違えると人身事故になりかねない。町の交通防災係で「危険一時停止」の看板をつけて安全啓発に取り組んでいるが、右側の電柱に取り付けてあるために見落とすことがある。また、この交差点は幅員が同じであるため、どちらが優先道なのか分からない。人身事故に繋がらないように、正規の「止まれ」標識を取り付けて安全確保に

町長

この交差点は事故が何度か発生しており、危険な交差点と認識している。町として、優先道路を分かりやすくするため、ドット線の表示や、優先道路側に「スピード落とせ」の看板、非優先道路側に「一時停止」の警戒看板を設置して、一定の成果が上がっていると考えますが十分でない部分もあると思っています。一時停止などの規制標識については、公安委員会が設置するものであり、交差点については、これまでも、帯広警察署を通じ、北海道考案委員会釧路方面本部へ要望をしているが、実現に至っていないのが現状である。今後も、一層強く要望したい。

今後における地域農業の振興について（当面する課題）



問

①食料自給率向上
対策とバイオ燃料生
産対策の整合性について

日本の食料自給率が低下
している一方で農産物を原
料とする燃料生産に国民の
関心が集まっている。自給
率向上対策を国に委ねるこ
となく生産現場からの声を
上げるべきではないか。

②農地政策の改革について
国はこれまで全ての規制
を外し、20年を超える貸借
を認めようとしているが、
これらは今後の農業経営に
悪影響を与えると思うが。
③町営牧場の今後の管理運
営について

今後とも入牧頭数減少の条
件下にあると思うが検討す
る必要はないか。
④農業者の健康管理につい
て

特に酪農家の過重労働は
自助努力には限界がある。
農業従事者の健康等に対す
る支援（従事者向け宿舍等）
は必要不可欠と思うがどう

か。

⑤農業と観光について

忠類地域は立地条件から
して進め方によっては経済
効果が大きな期待ができる。
加工施設の設置による物
販やミニ観光牧場の設置等、
地域の力を取り入れる形で
の計画を検討してはどうか。

町長

①本年6月に北海

道農業協同組合中央会など
農業5団体が、北海道バイ
オエタノール株式会社を立
ち上げ、取り組みを始めた。
北海道バイオエタノール株
式会社が想定する原料は、
国の交付金対象外の甜菜と
規格外の小麦であり、食料
自給率への影響は少ない。

バイオエタノールの生産
は、甜菜の生産調整の中で、
生産者の所得の低下を補い、
農地の有効活用につながると
考える。

現段階では、農産物の生
産現場としての具体的な取
り組みは見えないが、食料

供給という重要な役割を果
たすとともに、食料以外の
需要の開拓に目を向ける必
要性があると考ええる。

②一般企業に対する農地貸
借の原則自由化や、20年を
超える超長期的な貸借期間
などは、地域の担い手や農
業生産法人の育成が妨げら
れるなど懸念される点が多
く、農水省は、今後さらに
有識者会議の意見を取り入
れ、具体的な制度内容をま
とめる。それらの動向を見
極め、農業関係機関と連携
し対応したい。

本町の農業者や農業担い
手が、安心して農業経営が
図られる農地制度になるよ
う期待している。

③預託頭数の減少傾向が、
今後も続くこと将来の牧場の
在り方について検討する必
要性がある。

公共牧場は多頭化する傾
向にある酪農・畜産経営や
畑作兼業の酪農・畜産農家
へのサービス提供など、そ
の果たす役割は大きく、生
乳の生産調整やWTO、F
TAなどの農業情勢が不透
明な中で、今すぐ将来的な
見通しを立てることは難し

い。

今後の預託頭数の推移や、
農業情勢を見守り、整理統
合や民営化など今後の牧場
の在り方について検討した
い。

④農業者、特に酪農家の労
働時間は非常に長く、その
労働の特性として食事の時
間が不規則になったり、休
日が取りにくいなど大変苦
労がある。ゆとりある酪農
経営に欠かすことのできな
い酪農ヘルパー制度の充実
は大変重要である。任意団
体であり、側面的な支援を
図りたい。

農業従事者の雇用に対す
る宿舍等は、受入農家や農
業従事者の要望を満たして
いると考えるが、なお一層、
住居の確保に向け、関係機
関と協議し総合的に検討し
たい。

⑤地域の均衡ある発展を図
り、地域の特性・長所を生
かした地域づくりを進める
ことが肝心である。忠類地
域は、十勝管内でも有数の
酪農地帯に位置し、観光資
源や景観に恵まれている。

この特性を一層伸ばし、
交流人口の増加や、地域経

済の活性化に繋げたい。
町として、これまで、道
の駅の移転や、パークゴル
フ場の夜間照明、旧物産セ
ンターの改修など環境整備
や、観光機能の強化を進め
てきた。

観光の振興、グリーンツ
ーリズムの振興を図る上で、
行政だけの力には限界があ
る。忠類地域では、民間活
力、住民の心意気という点
では、シーニックカフェや
農協直売所の開設など、機
運が高まっている。

住民の活力や機運の高ま
りを大切に、住民との協
働により、一つ一つの観光
資源が点から線へ、さらに
はゾーンへと地域全体が魅
力を備えるよう取り組みた
い。

合併による地方 財政措置について



問

幕別町と忠類村が合併して2年目を迎える。

合併効果に地方財政措置があるが、具体的な数字が分かり難く、町民から「合併したのに随分普通交付税が減るね」と声が出る。そこで、以下について伺う。

①平成19年度普通交付税は△5・3%と大きな減額となった。減額となった要因をどのように分析されているのか伺う。また、平成20年度の見通しを伺う。

②平成18年度特別交付税はプラス18・6%（約4億8千万円）であり、私は満足する増額と思っていない。

平成19年度の特別交付税の見通しを伺う。

③合併協議会では、平成17年度から平成33年度に歳入において、40億3400万円の合併効果があると推計していたが、現在どのような財政シミュレーションしているか伺う。

町長

①本年度の普通交

付税算定は大幅な制度改正により、算定費目ごとに前年度と単純比較はできないが、実質的な内容面の増減の要因は、旧地域総合整備事業債の交付税措置期間の終了により、1億9,800万円の減や、新型交付税の人口と面積を基本とした包括算定経費で、約1億円の減になる。頑張る地方応援プログラムに係る算定では、3,300万円が措置された。成果指標の中の一つである、行革の実績を示す指標に取り入れられる割り増し分は、平成14年度と平成17年度を比較し、行革実績が一定の基準以上の場合、算定経費が上乘せされるが、国営土地改良事業に係る償還金の取り扱いが、平成17年度から変更になったことが影響し、行革実績の指標が少なく積算され、本来、算入されるべき割増分の約3,400万円がゼロ査定された。この扱いの

変更は納得し難い面があり、北海道庁に出向いた際、取り扱いについて検討をお願いした。

平成20年度の普通交付税の見通しは、国の予算や地方財政計画が未確定であるため推計が難しい。

②現時点で、明確な見通しを立てることは非常に困難である。平成19年度当初算では、特別交付税4億円を

見込んでいる。内訳として、合併に伴う包括算入分、約1億2千万円、通常ベース分として約2億8千万円を見込んでいる。

③平成32年度にならないと、実際の比較はできないが、実績から推計すると、合併協議会で推計した歳入の合併効果額は予定通り推移している。

仮称「道の駅 ふれあいの郷まぐべつ」の実現に向けて

問

休憩機能、情報発信機能、地域との連携機能を備えた道の駅が、

国道38号線沿いにあれば、これまで立ち止まらなかったドライバーが集える場所となり、観光や産業などの地域経済の活性化に繋がるものと考えている。町内経済団体を中心に仮称「道の駅 ふれあいの郷まぐべつ」の実現に向け強い要望があるが、考えを伺う。いつまでに結論を出すのか。

町長

幕別町総合公園ス

マイルパークの土地利用に関してと題した道の駅建設の要望書が幕別町物産協会

から提出され、現在内部で協議をしている。運営主体や運営方法等課題があり、多くの方の意見を聞き対応したい。

過去、百年記念ホール建設時、マイルパークに物産館を兼ねた道の駅的なものを作つてはという話があった。十勝管内の道の駅の状況を見ると、どこも厳しい運営を強いられている。管理運営の見通しが立たなければ現状では難しいと考えている。

内部協議と合わせて観光物産協会とも相談し、年内には結論を出せるよう努力したい。



道の駅建設の要望があるスマイルパーク

幕別町農業、農村振興 計画について



問

近年の農業を取り巻く情勢は、国内外とも、非常に多難な時代を迎えている。国外においては、WTO農業交渉とEPA交渉の問題、国内においては、農業従事者の高齢化、後継者問題、農地の遊休化、輸入拡大にともなう農畜産物の価格低迷による農業所得の減少等、農業の課題は、非常に大きいものがある。又、国では「食料、農業、農村基本計画」の見直しにより、重要施策の一つとして、平成19年度から「品目横断的経営安定化対策」の導入により、農政の大改革がされようとしている。本町では平成6年に概ね10年を見据えて本町農業の基本的な振興方策を定めた「幕別町農業、農村21世紀への道しるべ」を策定、平成12年には見直しを行い、現在に至っている」と承知している。

新たな策定見直しの時期は、今年度中と聞いている

が、昨年2月管内では、唯一合併した町として新たな観点で策定する必要があると思われるが、どのような視点で策定されようとしているのか、次の点について伺う。

①「幕別町農業、農村振興計画」策定の基本的な考え

方。

②「幕別町農業、農村をめぐる情勢（現状、課題）」

③21世紀における幕別町農業、農村の将来像（施策の展開）

町長

①現計画の内容を基本とし、品目横断的経営安定化対策や農地・水・環境保全向上対策など新たな経営安定対策の実施に伴う農業情勢の変化を盛り込み、忠類村との合併により農業

構造が大きく変化したこと、忠類地域の農業形態の特色を盛り込む。

計画期間は平成20年度から平成24年度の5年間とし、策定は、21推進協議会など関係機関と連携を図り、町内の農業者の意見を反映させたい。

②本町の農業は土地利用型の大規模畑作農業や、自然と共生した酪農・畜産農業を中心に展開し、北海道でも有数の農業生産地域として、安全・安心で良質な農畜産物の供給基地の役割を果たしている。昨今の農業情勢は、WTO、FTA交渉の進展や、品目横断的経営安定対策などの戦後農政の大改革、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりなど、農業を取り巻く環境は大きく変化している。

農業従事者の減少や高齢化、農業後継者不足、牛乳の消費低迷による生産調整や、畜産物の価格低迷により経営の悪化など多くの課題を抱えている。

③現在の計画が、農業担い手支援センターの建設や、

地図情報システムの整備、土地盤整備の推進など、ハード面に力点を置いたものに対し、今回の計画は、それらをより有効に活用するソフト面に力点を置いたものになるよう検討している。

人に対する視点として、農業従事者の減少や、後継者の不足に対応するため、担い手の確保・育成を目的とした「まぐべつ農村アカデミー」など人材育成に係る施策の実施や、環境に対する視点として、クリーン農業の推進や、農地・水・環境保全向上対策など環境と調和した施策や、活力ある地域づくりに対する視点として、都市の住民が農業に触れ合うグリーンツーリズムの推進や食育の推進など、地域が生き生きと輝く農村作りを進める。

用語解説

WTO 世界貿易機関（WTO）は、国家間貿易についての世界的なルールを扱う唯一の国際機関。

EPA

経済連携協定。FTAにおけるモノの関税撤廃だけでなく、サービス貿易の自由化、投資の自由化、科学技術力、人材育成等を含む包括的な協定。



整備された地図情報システム

「まくべつ遺産」の創設



問

わが町も開基111年を迎えた。その間、数世代に亘って多くの人々に素晴らしい町を築いていただいた。さらには、忠類村との合併という町史に大きく残る経験も一昨年あった。

そういったわが町ならではの歴史・風土、風習や景観といった独創性ある事象、いわゆる「町のシンボル」を町内外のこれからの世代に広く理解してもらうことは、町の将来にとって、非常に有意義なものと考え、「まくべつ遺産」の制度創設を提案するものである。

地域史等の学習や再認識を通して、町民同士の交流や魅力あるまち・ひと・ものづくりに結びつくものと思うが、町の見解を伺う。

教育長

幕別町文化財保護条例に基づき、蝦夷文化考古館の収蔵品と糠内獅子舞の2点を幕別町文化財とし

て指定している。この2点は歴史的な価値があり、学術的、文化的要素の強いものである。

条例では民俗文化や記念物の項目、いわゆる風俗習慣や名勝地などの指定も可能だが、指定には、所有者や地域の方々の協力による保全・維持などの課題もあり、指定が難しく指定まで

に至っていない。
現在教育委員会では、過去の遺跡発掘調査で出土した遺物のうち、考古学的に貴重なものについて、文化財としての指定を検討している。

歴史の散歩道として、町内72力所の旧跡地に歴史を紹介する看板を設置しているが、忠類地区の追加を検討している。

「まくべつ遺産」については、文化財保護条例では対応できない幅広い意味と感じられることから、今後



幕別町蝦夷文化考古館の収蔵品の様子

の在り方について、きつかけづくりの観点からも、諮問機関である、文化財審議委員会及び関係機関の方々の声を聞き検討したい。

学校施設の環境教育対策に関して

問

来年度より札内中二次耐震診断および実施設計に基づき、大規模修繕が行われる予定となっている。

いま学び舎である校舎には、学習の場としての機能だけでなく、広義に学習の教材としてあるいは素材として、活用される機能も果たすべきと考える。

いままさに地球温暖化が進行する中で、生徒父兄に、環境問題をより深く理解してもらうため新しいエネルギーによる施設投資も必要かと思うが、町の見解を伺う。

教育長

環境教育は持続可能な社会を目指し、単に知識の習得や理解にとどまらず、自ら責任をもって行動

できる人材を育むことが大切であり、学校をあげてのクリーン作戦や、くりりんセンターを訪ねての環境学習、環境問題をテーマにした壁新聞づくりなど積極的に取り組んでいる。

札内中学校の大規模改修事業では、平成18年に策定した幕別町新地域エネルギービジョンで、二酸化炭素排出量削減の手立ての一つとして、新エネルギーである太陽光発電を、大規模改修に併せて検討し導入すると位置付けている。教育委員会として、この位置付けに沿って検討した結果、次の理由から断念した。

校舎屋上にソーラーパネルを設置するには、校舎が築33年から35年を経過し、構造計算上できない。また、地上に設置する場合、重油の地下タンクや、白樺の木によって、十分な採光の確保ができないなど、適切な場所の確保ができないことで、地上への設置についても断念した。新エネルギービジョン導入の意義を理解しながらも導入を見送った。

第五期総合計画は 人口減の反省の上に



問

第五期総合計画の作業が進められているが、第4期総合計画の総括の上に策定されなければならぬ。帯広に隣接する幕別、音更、芽室のうち、同じような条件にありながら幕別町だけが人口減となっている。合併協議でも大幅な人口増を想定していたが、早くも人口が減り始めた原因はどこにあると考えるか。

また、町の基本となる人口を維持あるいは増加させるには、定住支援、雇用の拡大と同時に、魅力ある街づくりが重要である。医療・保育環境など子育て支援の強化や、高齢者、低所得者に対する生活支援の強化などに努力すべきだ。これからの町づくりに、また第5期総合計画にどう具体化するのか伺いたい。

町長 人口減の原因として、死亡数が出生者数を上

回る自然増減や、転入より転出者が多い社会増減がある。帯広圏では西帯広や稲田地区、木野地区に広い駐車場を有する複数の郊外型商業施設が進出し、日常生活の利便性が向上したことで、住宅地の供給で音更町や芽室町に優位性があることや、両町とも農業関連の大規模な工場を有し、雇用の場がある程度確保されていることが考えられる。

高齢者・障害者にやさしい町に

問

高齢化が進むなか、高齢者・障害者が活発に社会参加ができるよう条件整備する必要がある。

一つは、車イス、電動4輪車などで自由に外出できるように、歩道の整備、段差の解消など街全体のバリアフリー化につとめること。

また、障害者トイレの整備充実と、その存在を示す

子育て支援の強化は今後のまちづくりを進める上で、最も重点をおく施策の一つであり、次期総合計画でこれまでの保育を中心とした児童福祉から、安心して子どもを産み育てることができるとして子育て支援に改め、その位置付けを明確にしたい。

高齢者、低所得者に対する生活支援の強化は、次期総合計画では地域の中で安心して自立した生活ができるよう、町民の福祉意識を高め、地域、福祉団体、行政が連携し共に支えあう地域福祉の環境づくりに重点をおく。

町長

道路改良整備時や2次改修整備時に生活道路の縁石の変更、段差勾配の改善、札内駅施設では、誘導点字ブロックやエレベーター、斜路階段など基準に沿ったバリアフリー化に努めている。

今後も道路整備や公園や公共施設整備時に、誰もが安全で利用しやすい環境整備に努めたい。

障害者用トイレは、建設年度の古い施設では整備が遅れている。

幕別町障害者福祉計画を策定する際に実施したアンケート調査でも障害者用トイレの整備促進に関する要望があり、障害者自立支援法の施行により地域で生活する障害者の増加が見込まれる。

厳しい財政状況下、施設の利用状況や利用者の生活スタイルを考慮し整備を進めたい。

障害者用トイレ標識の設置状況は施設ごとに表示方法は異なるが、利用者に必要な表示をしている。

今後も、利用者がより分かりやすい表示方法の工夫に努める。

道路の維持管理に もっと力を入れて

問

最近特に、国道、道道、町道を問わず、

路肩の草刈や、歩道・車道の除草が十分に行われていない。交通安全の点からも、道路の傷みを防いで将来の大きな負担としないためにも、維持管理に力を入れる必要がある。町道の管理の見直しを求めると同時に、国道に対しても要請すべきと思うがどうか。

町長

町道の路肩の草刈については、主要町道126km、その他町道519kmを計画的に実施し、道路パトロールの際に交通安全上危険と思われる場所は、その都度草刈を実施している。舗装の割れ目の除草は刈り払い機や手作業での作業となり、限られた予算のなかで、今後とも維持管理に努めたい。

国や、道に対し、道路維持・管理のほか、観光及び景観美化の観点からも草刈や除草等について、さらに要望していく。

品目横断的経営 安定化対策について



問

品目横断的経営安定化対策は、戦後農政の柱であった家族経営を軸に、すべての農業者を対象にした施策から、要件を満たした担い手を制度の対象にし農民を選別する政策である。

対象作物である小麦、大豆、甜菜、でん原用馬鈴薯の所得補償は、平成16年から18年に作付けした農地にしか補償されず、他の農地に作付けし収穫があっても所得助成の対象にならず、農地の多様な活用などを困難にしよう。

品目横断政策では、助成政策が変わり農家手取り額が減するなどし、小規模農家が営農を断念せざるをえない状況になっている。

農業が基幹産業の幕別で、国の農業政策により農業者の所得減少や離農する農家が増えることは、町の発展において見過すことが出来ない。

従って次の点について伺う。

- ①品目横断政策のもとで離農する農家戸数と他の理由で離農する農家戸数は。
- ②収入減が予想されるがその影響額は。
- ③経営維持のための金融対策は。
- ④農業の持続的発展のために、住民・農協・町による協力関係が必要と考えるが対策は。

町長

①平成19年度から営農を中止し離農した農家は全町で20戸ある。その内品目横断的経営安定化対策の加入要件を満たさなかった農家が12戸あり、離農した理由については、この対策だけでなく、経営不振や、後継者不在など、様々な理由があると思われる、一概に分類することは難しい。

②過去や当該年における農家個々の対象品目の作付け状況や生産量、品質により

収入の増減が異なり比較は難しい。代理申請業務を行っている農協の単純な試算によると、平均して3%から5%の収入減になる。

③担い手の育成・確保の観点から、平成19年度から平成21年度までの3年間を集中改革期間とし、農林漁業金融公庫や農協系金融機関が農業者に貸付をする農業



小麦の収穫の様子

父子家庭の 施策について

問

ひとり親家庭が増加している。多くは母親が子どもを育てているが父親が育てている家庭も増えている。

従って次の点について伺う。

- ①児童扶養手当など母子家庭の福祉施策を、父子家庭にも対応していくことを国に求めていくこと。当面、町として対応を。
- ②父子・母子家庭という呼

び方を、ひとり親家庭に改めること。

町長

①これまで国の支援制度は、母子家庭を中心に構成され、一方で父子家庭の増加が見込まれることから、今後、状況を把握した中で対応を検討したいが、町としての独自の対策は現在のところ考えていない。

父子家庭に対する家事や子育ての相談は、子育て支援センターを窓口 to 適切な支援を行いたい。

②母子及び寡婦福祉法においては、母子家庭の定義に「等」と付け加えることで、父子家庭を含むとしている。国の法令や定義される固有名称として使用する場合以外の公用文や住民に対する啓発資料、各種計画書等においては、「ひとり親家庭」という表記を用いるようにしている。

文章全体のバランスや、分かりやすい表現とするために「母子家庭等のひとり親家庭」「ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）などの表現を用いる場合もある。

指定管理者制度の導入について

常設保育所・幼稚園などの保育・教育にかかわる施設の見直しを



問 幕別町における指定管理者制度の円滑な導入を図ることを目的として、「指定管理者制度導入に関する基本方針」が示された。この制度を導入は「直営で管理するよりも、民間のノウハウが活用でき、住民が享受する公共施設利用にかかるサービスの更なる向上と、施設の管理運営コストの削減が達成できると判断した場合」と明記がされている。そこで、次の点について伺う。

①常設保育所・子育て支援センター・学童保育所・町立幼稚園・図書館といった保育・教育・生涯学習にかかわる施設へは、民間企業・団体の参入が本当にふさわしいか疑問の余地がある。

幕別町内外の保育・教育の現場の声としては、指定管理者の導入によって、従来以上に長時間労働や人員削減といった労働強化がなされ、子供や保護者らへの

サービスの低下につながるという心配の声を聞く。こういった施設への制度導入は早々に見直すべきと思うが、町の考えを伺う。

②指定管理者選定委員会における選定結果や選定理由等は、どのように議会に報告・提案されるのか伺う。

町長

①全ての公の施設を対象に、指定管理者制度の導入について、サービスの向上、コストの削減、利用の平等性・公平性の確保、民間参入の可能性の有無など、基本方針に示す判断基準に基づき検討を重ね、さらに利用者の満足度なども勘案しながら総合的に判断し類型化を図った。

常設保育所は全国的に民設民営による管理運営が進

なっている。本町においても基本方針に沿って民営化を進めたいと考えている。今後、保護者等と話し合いの場を持ち、説明及び意見交換等を十分に行い、基本方針の内容をさらに具体化した計画を策定し、円滑な導入に向け進めたい。

子育て支援センターは併設する保育所と一体的に管理することが、最も効果的、効率的と考えることから、保育所の導入に合わせて取り組みたい。

幼稚園は、保育所と同様に全国的に民設民営の事例が多くあり、本町としても、園児の減少傾向という課題

芽室町は本年度から指定管理者制度が導入され、帯

りでも同様に民営化が進んでいる。

学童保育所は基本方針に

沿って、導入に向けた検討を進める。

図書館については、本年

4月の時点で、全国50カ所の公立図書館で指定管理者制度が導入され、先進事例の状況等も十分精査しながら、基本方針に沿って検討を進める。

②指定管理者の候補者の選定に当たり、導入する施設ごとに具体的な公募要領及び選定基準を定め、一般公表し、選定委員会にて、選定基準に基づき客観的に評価し候補者を選定する。

その後、施設ごとに議会において、指定の議決を経る。指定管理者の候補者を選定し、議会に対し、指定管理者の指定について議案を提案する。その際、提案説明の中で、選定の経過、理由、選定した団体等の概要、経費の節減効果などについて説明をする。

③指定管理者の選考は、選定基準意に基づき、公正に選定が行われることから、町職員に対し指定管理者への再就職を禁止する考えは持っていない。

指定管理者制度の導入が検討される青葉保育所



指定管理者制度の導入が検討される青葉保育所

後期高齢者医療制度 について



問

来年4月からスタ

ートする後期高齢者医療制度は、75歳以上と65歳から74歳までの一定の障害を持つ高齢者が対象で、現在加入している健康保険から移動させられる。しかし①保険料が平均月7千円と試算され負担が重く、年金から天引きされる(月額1万5千円以上の受給者)②滞納すると保険証が取り上げられる③定額制の導入で医療内容が制限されるなど問題が多すぎる。これまでに社会の発展のため苦労してきた高齢者が、安心して病院にもかかれなくなるような制度は見直しを求めているべきで次の点を伺う。

- ①町内の後期高齢者医療保険の対象人数と現在の保険加入状況。
- ②保険料の負担増が予想されるがどの程度になるか。
- ③国民健康保険会計への影響は。
- ④現役世代にかけられる

「支援金」の予想額は。

- ⑤町独自の説明会等の開催を。
- ⑥低所得者に対する保険料の減免や資格証明書の発行中止など関係機関に働きかけを。

町長

①8月31日現在で、町国保が2,690人、政管掌健康保険が291人、共済組合が77人、その他の組合健康保険や組合国保が53人、合計3,111人が後期高齢者医療制度に移行する。

②広域連合が、国の政省令に基づき算定作業を行い、11月に開会される広域連合議会では決定する予定であり、町では現在、保険料額を算定できる状況にない。

北海道の試算では平均保険料は、軽減前で年8万5千円と試算しており、町国保の75才以上のみの世帯の現在の国保税一人当たりの平均額は、軽減前で11万1,

300円であり、現時点では、新制度移行による保険料負担額は下がると見込まれる。

- ③後期高齢者医療制度に移行に伴い各医療保険者が高齢者医療のために支出していた老人保健拠出金が後期高齢者支援金に変わる。

厚生労働省から示された後期高齢者支援金賦課総額を算出するワークシートにより試算すると、3億7,100万円になる。これを

本年度の概算で老人保健医療費拠出金5億2千万円と比較すると1億5,100万円の減となる。

- ④現在の老人保健拠出金に対する一般保険者の負担は2万6千円で、厚生労働省のワークシートによる試算では2万4千円と予想されるが、推計した数値に基づき作成されており、算定の基礎となる所得が確定していない現在、平成20年度に賦課する金額ではない。
- ⑤昨年、医療制度改革の概要が明らかになった時点で、老人クラブ連合会の研修会や、出前講座で計7回、後期高齢者医療制度を含めた

医療制度改革について説明した。

広報紙やホームページに制度の概要を記載し、お知らせを行った。

広域連合では今後、道内各地で住民説明会を開催する予定である。町として、別途住民説明会を開催する予定はないが、出前講座や広報紙などでさらに周知したい。

- ⑥低所得者に対し、均等割を、7割、5割、2割の軽

交付税の減額に対する対応など 財政問題について

問

地方交付税が減額され、当初予算より4,941万円不足となる。

- ①国の基準に基づいた予算であり、再算定を求めるべき。

②新型交付税の影響は。

③「がんばる応援プログラム」など予算獲得のための活用を。

町長

①普通交付税の再算定は、地方交付税法の規定により、交付税の総額の増加や特別な事由がある場

減措置が設けられている。

災害、その他特別事情により生活が著しく困窮した方には保険料が減免される制度も設けられている。

資格証明書の発行は、負担能力があるのに保険料を納めていない方の未納分は他の各健康保険の若年者の負担増となり、公平が損なわれる。資格証明書の発行は制度上やむを得ない。発行にあたっては十分配慮したい。

合に実施され、地方公共団体の方から再算定を要望する制度ではない。

②新型交付税は基準財政需要額を算定する際、包括算定経費として人口と面積を基本に算定するもので、本町では、人口措置分が不利に算定され約1億円の減になった。

③頑張る地方応援プログラムも見据えた中で、町の実情に沿った形で行政運営に意を用いたい。

児童・生徒の読書活動の推進と、 学校図書館(室)の図書整備について



問

ことばの乱れの危機感、読書ばなれの

危惧、文字力・語彙力の低下などを背景に「文字・活字文化振興法」が制定され、そこでは国及び地方公共団体そして学校教育やマスコミ・出版会に向け4つの施策が提案された。

その学校教育に対しては、「全教育課程を通じて、児童・生徒の読む力及び書く力ならびにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(「言語力」「国語力」)の涵養に努めること」となっている。その言語力を身につけるきわめて有効な方策の一つに、学校をあげての「読書活動」の推進が考えられる。今、教育委員会と学校や家庭が手を携え、読書の素晴らしさを訴えると共に、読書する環境を整備し、読書する時間を確保することなどが求められている。以下、4点について伺う。

① 「子ども読書活動推進計画」の策定が必要と考えるが、どのようなになっているか。

② 町内各学校で取り組まれている読書活動の推進状況及び内容などはどうなっているか。

③ 文科省は「学校図書館図書標準」を設け、学校の規模に応じて整備すべき蔵書冊数を定め、財源措置を講じてきているが、町内各学校の達成率はどのようになっているか。

④ 学校への団体貸し出しなど、学校図書館支援のためには、公立図書館とのネットワーク接続が有効と考えるが、どうなっているか。

教育長

① 国や北海道の推進計画の策定を受け、平成16年度から平成22年度までの7年間を計画期間とした幕別町子供の読書活動推進計画を策定している。

7カ月健診の乳児に絵本

をプレゼントするマイファーストブックサポート事業をはじめ、学校図書館との連携など、計画推進に鋭意努めている。

② 多くの学校が、朝の始業前に10分から20分の時間帯で、全校一斉の読書活動を実施し、地域のボランティアの協力をいただき、読み聞かせなど取り組みを実施している。

読書活動推進への取り組み状況は増加傾向にあり、教育委員会としても、一層の推進をお願いしている。③ 図書標準の達成状況は、平成19年5月1日現在で70・1%、小学校10校では64・6%、中学校5校では79・1%の充足率となっている。

学校ごとの状況では、標準を達成しているのは、小学校2校、75%以上100%未満が小学校3校、中学校3校、50%以上75%未満が小学校2校、中学校2校、

50%未満が小学校3校という状況である。

学校標準の算定の基礎となる学級数は、普通学級と特別支援学級を合わせた学級数で、特別支援学級が多い小学校が50%を下回っている状況である。

④ 平成16年に策定した幕別町子供の読書活動推進計画に基づき、図書館を核に読書活動の推進に努めているが、学校との連携という観点では、移動図書館による

月2回の小学校への巡回・貸出し、学校の総合学習として図書館を訪問しての調べ学習、図書館司書による学校訪問、学校図書館担当者会議の開催など連携を密にしている。

平成18年、19年と2カ年事業で町内5つの中学校の図書館蔵書のデータベース化を行い、図書館と中学校図書館とのネットワーク化を8月に終了した。



町内の小中学校と連携が進む幕別町図書館